

沖縄県廃棄物処理計画（第六期）（案）について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第1項の規定に基づく「沖縄県廃棄物処理計画（第六期）」を策定するため、同条第3項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

令和7年11月20日

沖縄県知事 玉城 康裕



諮 問 理 由

県では、県民、事業者、市町村とともに、循環型社会の形成に向けて、廃棄物の排出抑制、循環的利用、適正処理を進めていくため、令和4年3月に「沖縄県廃棄物処理計画（第五期）」を策定し、その推進を図ってきたところです。

第五期計画は、令和7年度で終期を迎えるため、新たに令和8年度から令和12年度までを対象期間とする第六期の「沖縄県廃棄物処理計画」を策定することとし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第3項の規定により、貴審議会の意見を求めるものであります。